



ご自宅で完結する 確定申告

令和6年9月

自宅などで申告書を作成すればこんないいこと

平日に仕事を休んで「申告書作成会場」に出向く必要がない♪ ということは・・・

- ▶ “確定申告のために” 休暇を取得する必要がなくなる → 従業員（社員）が仕事に専念できる！
- ▶ 取得した休暇を、自分や家族のため有効活用できる → 従業員（社員）がリフレッシュすれば生産性も向上

さらに！ **自宅からe-Taxで提出** すると・・・

- ▶ 申告書の印刷・郵送代が不要！
- ▶ 税務署への持参が不要！
- ▶ 添付書類の提出が不要！（一部の書類を除く）
- ▶ 早期還付！（3週間程度）

職場で周知することがもたらす【波及効果】は・・・

従業員（社員）が「税」のことを知るきっかけに

- ▶ 従業員（社員）が医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税を含む）を申告すれば、税負担の軽減（還付金が受け取れるなど）
- ▶ 年末調整誤り（扶養控除の適用誤りなど）の防止に

《ポスターの掲示》

【従業員（社員）向け】

- ・職員通用口
- ・職員ロッカーや更衣室
- ・タイムカードの近く
- ・食堂

【一般顧客向け】

- ・本社事務所
- ・各店舗、支店等の出入口

積極的な
周知・広報
のお願い

《社内LANへの掲載》

- ・社内LAN（ポータル）に情報を掲載
→ 関連企業へもデータを展開して広報
- ・国税庁ホームページへのリンクを設定
→ リンク設定済チラシの掲載

従業員だけでなく、来客や関連企業など幅広く広報していただきました。

これまで
取り組んで頂いた
具体例のご紹介

《給与明細書等への掲載》

- ・1～2月の給与明細書に確定申告情報を印刷
- ・給与明細書がシステムからの出力となる場合に、ログイン画面に国税庁ホームページの案内を表示

一番効果的な方法を考えて、周知・広報していただきました。

《リーフレットの配布等》

- ・ポスター側に設置し、自由に持ち帰りできるように
- ・給与明細書や源泉徴収票とともに配布
- ・従業員（社員）へ回覧

《メール配信・社内報への掲載》

- ・従業員（社員）へ一斉メール配信（社内パソコン・スマホなど）
- ・社内報へ「確定申告特集」を掲載

確定申告はe-Taxで！

1 ICカードリーダーライター不要

パソコン・スマホ申告は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホでe-Tax送信できます。

2 いつでも利用可能

確定申告期間中は、24時間（土日でも）ご利用できます。
※メンテナンス時間を除きます

3 自動で税額を計算

画面に従って入力するだけで自動計算。計算誤りのない申告書が作成できます。

4 過去のデータを利用可能

作成した申告書データを保存しておけば翌年の申告に利用できます。



さらにマイナンバーカードを利用すると・・・

マイナポータル経由で申告に必要な各種控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力、保管の手間が不要！

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

令和6年1月以降にマイナポータル経由で取得できる対象はこちら！

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

控除関係

- ・ 医療費
- ・ ふるさと納税
- ・ 生命保険、地震保険
- ・ 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- ・ iDeCo
- ・ 小規模企業共済掛金
- ・ 住宅ローン控除関係

確定申告書等作成コーナー
はこちらから



または、作成コーナーで検索



困ったときは・・・

ご質問を入力いただければ、
チャットボットの「税務職員ふたば」
が回答！



税務職員ふたば

各種チラシ・国税庁HPへのリンク

確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

書かない確定申告！
マイナンバーカードでe-Tax

いつでもどこでも初めてでも安心！

スマホでサクッと！
すでに約70%の方がe-Taxで申告しています!!

確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成！

マイナポータル連携で控除証明書等のデータが自動入力できる！
※ご利用には事前準備が必要です

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間24時間利用可能
- 申告書がデータで取得可能
- 添付書類提出不要
- 早期還付(3週間程度で還付)

国税庁 法人番号7000012050002

初めて確定申告される方
作成会場（税務署）で申告された方
作成コーナーで書面出力し、申告された方

こちらを確認ください！



マイナポータル連携の詳しい情報はこちら

確定申告はマイナポータル連携で自動入力

一度ご利用いただくとそのメリットを実感！翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！

確定申告書の作成時間が短縮！
医療費やふるさと納税のデータが自動で連携されて楽！
入力の手間もミスもなく安心！

マイナポータル経由でデータを一括取得
確定申告書に自動入力・自動計算
ご自宅からe-Taxで送信
税務署

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係	控除関係
<ul style="list-style-type: none"> 給与所得の源泉徴収票* 公的年金等の源泉徴収票 株式の特定口座年間取引報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費 ふるさと納税 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金) 生命保険 地震保険 iDeCo(個人型確定拠出年金) 小規模企業共済掛金 住宅ローン控除関係

※給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者が税務署へe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。)

マイナポータル連携の準備はこちら
連携に必要としている証明書の提出先はこちら

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携すると…

- 医療費の領収書等の集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理や保管が不要

こちらを確認ください！



資産の譲渡・贈与があった方はこちらもご覧ください！

株式・配当の特定口座取引の確定申告をされる方

不動産売却益の確定申告をされる方

贈与税の確定申告をされる方

確定申告はご自宅からe-Taxで！

マイナポータル連携で自動入力！

※ 上記二次元コードは、クリックしても内容をご覧いただけます。